

株式交換に伴う金銭交付に関するご案内

当社と株式会社日本リテールホールディングス（以下「日本リテールホールディングス」といいます。）とは、本年（平成26年）3月26日を効力発生日として、日本リテールホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

当社の株主であった皆様（以下「旧株主の皆様」といいます。）には、当社を永らくご愛顧いただき、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

本株式交換による金銭交付について、ご質問をいただいておりますので、次のとおりご案内いたします。

また、本件に関してご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。なお、法律上の問題、税務上の問題にはお答えしかねますので、お近くの専門家にお尋ねください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-288-324（通話料無料）
--

本株式交換による金銭交付について、ご質問をいただいておりますので、次のとおりご案内いたします。

Q1：私たち（旧株主の皆様）はもう株主ではないのですか？

A1：上記のとおり、本年3月26日をもって株主様ではなくなっております。

Q2：金銭交付とはなんですか？

A2：今回は、会社法に定められた「株式交換」という方法により「旧株主の皆様が保有していた当社株式」と「日本リテールホールディングスがお支払いする金銭」を交換することにより、当社は日本リテールホールディングスの子会社となっております。この「日本リテールホールディングスがお支払いする金銭」のことを「金銭交付」と呼んでおります。

Q3：金銭交付により交付される金銭はいくらですか？

A3：当社1株あたり200円となります。

Q4：今後の日程はどうなるのですか？

A4：旧株主の皆様が、個人であるか否かなどによって異なりますので、次の①、②、

③の区分にしたがってご確認ください。

①個人の方

金銭交付による金銭を受領するための「株式交換金銭交付金領収証」を本年5月23日（金）に旧株主の皆様へ送付いたします。お手元に届きますのは、翌24日（土）以降になると思われます。

金銭交付による金銭の受領には、お届けした上記書類が必要になりますので、大切に保管してください。金銭の受領は、本年5月26日（月）から可能です。

②法人のうちお受取金額が5万円未満の方

上記①の個人の方と同じです。

③法人のうちお受取金額が5万円以上の方

「普通為替証書」を送付いたします。

Q5：具体的に金銭の受領はどのように行うのですか？

A5：旧株主の皆様が、個人であるか否かなどによって異なりますので、次の①、②、③の区分にしたがってご確認ください。

①個人の方

上記A4に記載の「株式交換金銭交付金領収証」をお近くのゆうちょ銀行または郵便局の窓口にお持ちください。現金でお受取りいただけるほか、ゆうちょ銀行またはゆうちょ銀行以外の銀行口座へ振込をご指定いただくことも可能です。

※印鑑の押印、代理人による申請その他の注意事項は「株式交換金銭交付金領収証」の記載をご確認ください。

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口でのお取扱期間は、平成26年5月26日（月）から平成26年6月26日（木）までの1ヶ月間となっておりますので、お早めにお受取りいただきますようお願い申し上げます。

②法人のうちお受取金額が5万円未満の方

上記①の個人の方と同じです。

③法人のうちお受取金額が5万円以上の方

上記A4に記載の「普通為替証書」をお近くのゆうちょ銀行または郵便局の窓口にお持ちください。現金でお受取りいただけるほか、ゆうちょ銀行またはゆうちょ銀行以外の銀行口座へ振込をご指定いただくことも可能です。

※印鑑の押印、代理人による申請その他の注意事項は「普通為替証書」の記載をご確認いただくとともに、窓口にてお尋ねください。

以上